

大宝令復原考証三題

坂上, 康俊

<https://doi.org/10.15017/1867921>

出版情報 : 史淵. 135, pp.1-17, 1998-03-10. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

大宝令復原考証三題

坂 上 康 俊

はじめに

仁井田陞氏の名著『唐令拾遺』（一九三三年、東方文化学院刊。一九六四年、東京大学出版会復刊）を補訂し、唐令の復原研究の成果の現段階を示すべく、池田温氏が中心になって編纂された『唐令拾遺補』が、漸く刊行された。本書には、唐永徽令を藍本として編纂された大宝令の復原をも盛り込むこととなり、高塩博・古瀬奈津子両氏とともに筆者もこの作業に従事する機会を与えられた。ただ本書はあくまでも唐令の復原を中心として纏められたものであり、大宝令の復原についての細かな検討は、十分にこれを盛り込むことができなかったことを遺憾に思っている。そこでこの機会に、本書においては割愛せざるを得なかつた大宝令復原作業上の細かな、しかし揺るがせにはできない三つの問題についての卑見を提示し、もつて『唐令拾遺補』第三部の補足に充てようと思ふ。

一 篇目名の復原をめぐって

大宝令にはどういふ篇目があつたかという問題に関する研究は、大要以下のように進められてきた。

まず、『令集解』古記その他の史料によれば、養老令で職員令、選叙令、考課令と呼ばれている篇目は、大宝令ではそれぞれ官員令、選任令、考仕令と名付けられていたようである。この点は既に周知のことと称して構わな
いであろう。研究はこの改称の理由を問うという方向で進められている。⁽¹⁾

それではこれ以外の篇目についてはどうであろうか。この点については殆ど注意が払われておらず、職員令が官員令であつたのであれば、おそらくは後宮職員令、東宮職員令、家令職員令は、それぞれ後宮官員令、東宮官員令、家令官員令であつただろうという程度の推測がおこなわれていたに過ぎなかつた。⁽²⁾

ところが以下に述べる三つの史料の提供が、こういった状況に衝撃をあたえた。一つは唐招提寺で発見された
いわゆる「古本令私記断簡」における関市令注釈冒頭の「⁽³⁾第十八」という記述である。この記述の直前には養
老令では宮繕令に含まれている条文の語句についての注釈が記されている。養老令の篇目順では宮繕令は第二十
番目、関市令は第二十七番目であるが、もしも「古本令私記断簡」が大宝令の注釈書であるならば、大宝令では
宮繕令が第十七番目以前、関市令は第十八番目の篇目ということになり、養老令の篇目順とは大いに異なってい
ることになる。但し問題の「古本令私記断簡」が大宝令の注釈書であるかどうか、異論も提出されている（次節
参照）。

第二番目の史料は、平城宮出土木簡の中に見いだされた「⁽⁴⁾疾疾第十九」という記述である。養老令の篇目順で
は疾疾令は第二十四番目であるので、もしもこの木簡の記載が大宝令に忠実であつたとすれば、養老令と大宝令
とは、かなり違う篇目順を採用していたことになり、ひいては篇目名そのものに対しても、安易に養老令を遡ら

せることのない慎重な姿勢が要請されることになったように思う⁽⁵⁾。

そしてこの危惧を更に重大に意識させるきっかけとなったのが、石上英一氏による『清原宣賢式目抄』(中世法制史料集)別巻、岩波書店、一九七八年)での大宝令についての記述「令十一卷廿八篇」の紹介であった⁽⁶⁾。清原家は明法家として著名な存在であり、養老令の篇目数が三十であることを承知しつつ、それとの対比の上で古令すなわち大宝令の篇目数を二十八とする所伝を記しているものであり、この記述には相当の信頼性が備わっているという判断のもと、二十八の篇目名をどう考えるか、そしてその配列はいかにあつたかという問題が検討の俎上に登ることとなった。配列の問題は次節に譲り、まずは大宝令の二十八の篇目名の確定という問題を取り上げよう。

この問題については、現在までに二つの試案が提出されている。一つは『清原宣賢式目抄』の問題の記述を発見紹介した石上英一氏のもので、氏は具体的に二十八の篇目を埋めているわけではないが、養老令の職員令に当たると考えられる大宝官員令が、養老令では別の篇目になっている官位令に相当する条文を包含していた可能性を挙げた。その根拠は、『令集解』(異質)巻一官位令に引かれていた神龜五年の外五位制改定の格文に、大宝令の官員令に外位の規定が存したことを示す部分がある、という点である。大宝令では官員令という篇目の中に養老令の官位令に対応する条文が含まれていたとするのであるから、これを敷衍すれば大宝令では養老令の官位・職員令の両令が一つの篇目になっていて、それは官員令と呼ばれていた、ということとなり、養老令の篇目名を一つ減らすことができるのである。もともと石上氏はそうと明快に述べているわけではないが、ただ単に外位の規定が大宝令の官員令に含まれていた可能性を指摘しているに過ぎないが、外位の規定だけが官員令に含まれていて、内位の方は大宝の官位令を構成していた、という想定はあまりにも奇異であるし、またその必然性、論理的整合性も見いだし得ないので、石上氏の想定は結局は大宝令における官位令の不在と、大宝官員令のなかに養老

令では官位・官員の兩令に含まれている内容が包含されていたということを、可能性として提唱したものと受け取って構わないものと考える。

もう一つの試案は榎本淳一氏によるもので、氏は石上氏の研究を受け止めながら具体的に大宝令の二十八の篇目名を埋めてみようとした。その要点を掻い摘んで紹介すると、『令集解』古記や東南院文書などの大宝令制下の史料によつて、大宝令に確実に存在したと考えられる篇目名を挙げていった場合、現存の史料では存在が確認できない篇目名が幾つかある。まず宮衛令は見いだせないし、また東宮・家令の兩官員令についても、確實とは言えない。そこで更に精細に検討していくと、養老令では宮衛令に含まれている条文の一つ（4開閉門条）が大宝令では軍防令に含まれているかの如くに古記が引用している事例があることが分かった。永徽令における宮衛令という篇目の存否は不明であるが、隋の開皇令では宮衛令は軍防令と同一の篇目（宮衛軍防令）になっていたことも参照しながら、都城制や衛府制の発達についても考慮すれば、大宝令では宮衛と軍防の兩令は一つの篇目にまとめられており、それは軍防令と称されていたのではないかとこの仮説が導き出されるのである。これより先池田温氏は敦煌発見の永徽の東宮諸府職員令や『唐六典』に記されている開元七年令の篇目名「東宮王府職員令」を参照すれば、大宝令においては養老令の東宮職員令と家令職員令とが合わさつて一つの篇目になっていたのではないか、という仮説を提示しており、これによつて養老令の篇目数から二つを減らすことができ、『清原宣賢式目抄』の記述と合致させることができる。以上が榎本説の骨子である。⁽¹⁾

筆者らが大宝令の復原を目指していた当時提出されていた大宝令の篇目名の全体像に関わる仮説は以上の二つであり、それは今でも変わらない。そこでこの二つの仮説それぞれの当否を検討する事になるのであるが、結論的には言えば石上説には無理があり、榎本説の方が断然有力であるということが出来る。その理由を述べてみよう。

まず神龜五年の外位制改定の記事の中に現れる官位（官員）令については、最も正統的な取り組み方として、写本の系統による優劣の検討という方法がある。⁽⁸⁾ 問題の格は『類聚三代格』巻五と『令集解』（異質）巻一とに採録されているので、問題の部分だけを検討してみよう。まず国史大系本『類聚三代格』巻五の方では、

太政官謹奏

内外五位不合同等事

右謹案官位令、外名之興者、自正五位上階、（中略）又拠選叙令云、凡内外五位以上勅授者、（下略）

とある。この部分は東山御文庫御所蔵本すなわち金沢文庫旧蔵本を底本としており、これには文永三年北條実時の奥書があつて、『類聚三代格』の写本としては現存最古のものである。ところが頭注によれば「官位令」の「位」については、前田侯爵家所蔵の『類聚三代格』写本（享祿元年の三条西公條の奥書がある）が校勘に用いた写本には「員」とするものがあつたらしいことが分かる。ただ由緒の正しさから言えば、「位」の方が断然優位であろう。もつとも神龜五年の段階で現行法であつた大宝令では、先述のように養老令の「選叙令」は「選任令」であつた筈なので、この太政官奏はそのまま当時のものと考えてはいけけないのではないか、弘仁格撰進の際に現行法を設置した際の勅旨（『類聚三代格』巻四、一五一頁。『令集解』職員令2太政官条古記四四五頁七行。以下、45／7のように表記する）では、当時の現行法の用語を踏襲して「官員令」と引いているので、そういった想定は成立困難である。「選叙令」は「選任令」を単純に誤写したものと考えて良い。しかしかかる誤写があるのだから、「官員令」を「官位令」と誤写した可能性も無いとは言えないことになる。

ところで一方、国史大系本『令集解』（異質）巻一官位令正五位の項では、同じ格を次のように引いている。

神龜五年三月二十八日格云。内外五位不合同等事。右謹案官員令、外名之興者、自正五位上階、（中略）又拠

選叙令云、凡内外五位以上勅授、(下略)

この巻の底本は田中忠三郎所蔵金沢文庫本転写一本であり、写本としての由緒は一見高そうに見える。しかし頭注によれば「選叙令」については底本では「叙位令」とあったというから、弘仁格なり『類聚三代格』なりの引用ないし転写の過程のどこかで、凡そ信じられないような誤りを含んでいることは間違いない。とすれば、「官員令」の方も、相当疑ってかからねばならないように思う。なお『令集解』古記その他の史料に大宝令制下の官位令を引いているものがある(75/2へただし直後に「職員令」の語があり、この古記には明らかに誤写が含まれている、503/3、714/6、747/8)。引かれている限りの内容は官位相当の規定であるとみて良く、この点養老令の官位令と変わりがない。一方同様に『令集解』古記などが引く官員令を見る限りでは、内容は養老令の職員令と変わりがない。この点先に挙げた神龜五年格を引く史料のみが孤立している観は否めない。⁹⁾

このように、『令集解』の世界、『類聚三代格』の世界を見ているかぎりでは、大宝令では養老令の官位令と職員令とが一緒になっていて官員令と呼ばれていたのではないかと、石上英一氏の仮説は、かなり成立の可能性が小さいと言わざるを得ない。

しかしながら右にも若干記したように、写本によって文字が異なっていることが往々にしてあり、その系統を追うことによって解決ができるという史料状況ではないという現況であると言うこともできる。従ってここでは別の側面から石上氏の仮説は成り立ちにくいのではないかと、このことを述べておこうと思う。

石上氏の仮説で最も大きな問題は、大宝令では官位令が官員令と一緒になっていたと仮定した場合の、他の篇目との関係である。というのは養老令では官位令の中に東宮官と家令の官位相当も入って規定されているのであり、もしも官員令の中に官位令の内容が組み込まれていたとすれば、当然東宮官及び家令の職掌規定も、官位令の内容をも含み込んだ大宝官員令に含まれていたとするか、もしくは東宮・家令の職掌規定はそもそも大宝令に

はなかつたとしても想定するほかないであろう。もつとも、官位令の内容を分割して、一般官人の職掌とその官位相当規定のみを掲げた官員令、東宮官（もしくは東宮官と家令）の職掌とそこに含まれている官員の官位相当規定のみを掲げた東宮（もしくは東宮家令）官員令があつたとすればどうかといったように、単なる数合わせならば幾通りかの可能性が挙げられない訳ではない。しかし大宝令制下に東宮官と家令とが事実として存在し、また少なくとも東宮官については大宝令における職掌規定の逸文が存在するという点を踏まえた上で、東宮官・家令の官位相当規定を一般の官人の官位相当規定とは別篇にするということになると、そもそもこういった官位相当の一覧表を冒頭に持つてくる意味は、著しく減殺されるとせざるを得ない。従つて仮に大宝の官員令の中に官位相当規定も含まれていたとすれば、その時には東宮官・家令の官位相当規定と職掌規定も官員令に含まれていたと想定するのが最も自然であろう。とすると結局この編成替えだけで養老令は大宝令より三篇増えてしまうことになる。つまりこの問題を考え始めた最初の出発点である、養老令は三十篇からなるのに大宝令は二十八編からなるという、『清原宣賢式目抄』の記述自体が崩されてしまうのである。念のために付言しておくが、大宝令にあつて養老令で削られた篇目というものは確認されていない。

以上大宝令の篇目名にかんする石上英一説が成り立ちがたいと考える理由を記した。隋・唐令の篇目の状況をも参照しつつ立論された榎本説の方が、恐らく正鵠を射ているであろう。

二 篇目順の復原をめぐる

大宝令の篇目順に関しては、前節で紹介したような断片的史料をどう評価し、つなぎ合わせていくかという問題があり、なかなか一筋縄には行かない。ただ先に挙げた新出史料の出現以前にも、大宝令の篇目順を復原してみようという試みがあつた。その代表的なものに吉田孝氏の検討がある。¹⁹⁾すなわち氏は『令集解』賦役令雜徭條

古記が引く大宝令の条文の配列について検討し、それが大宝令の篇目順を反映している可能性を指摘したのである。問題の古記の条文引用順を記せば次のようになる。

令条内（不在雜徭之限）

田（2） 賦役（3） 軍防（39、53、64、65） 營繕（8、9、11、12、16） 捕亡（1、2） 雜（12）

令条内（充雜徭）

田（37） 賦役（29、34） 医疾（21、22） 營繕（15） 厩牧（12） 喪葬（11）

これを総合すれば次のようになる。

田 賦役 軍防／医疾 營繕 捕亡／雜／厩牧／喪葬

こうして吉田氏は、養老令では營繕令が第二十番目、医疾令が第二十四番目であるのに対し、大宝令では医疾令の方が先に来ていたのではないか、そしてそれは『唐六典』に見える開元七年令の篇目順とも合致しているという重要な指摘を導き出したのである。しかしながらこの想定は前掲の断片的史料を総合して導かれる營繕（十七） 関市（十八） 医疾（十九） という順序とは合致しない。従って「古本令私記断簡」の関市令についての注釈の冒頭の数字は令の篇目順ではなく注釈書の巻数を示すのであり、「古本令私記断簡」は刪定令ないし唐令の注釈書なのではないかという考えが提出されているが、いずれも積極的な根拠が挙げられていたものではなく、また次に記すような観察からすれば疑問が大きい。もつとも問題の令私記が大宝令の注釈書であるという説も積極的な根拠に恵まれているわけではない。はっきりしているのは、この私記の成立年代は大同三年（八〇八）以降であり、書風からみて平安時代初頭（九世紀中葉以前）を降らないこと、注釈を加えている語句には養老令には無い語句が含まれていること、しかしその語句の中には日本令のものとしか考えられないもの（軍団主帳）が有る一方で、いかにも唐風の表記（行纏）もあること、全体として養老令の語句よりも生硬で不適切な語句が多いこ

と、現存する軍防・營繕（部分）・関市の三編四十ないし四十一条分の中だけで養老令と異なる字句を用いている条文が十一条もあることといった程度である。¹²⁾

こういう史料状況で提出されたのが、全部で二十四条しか改められていない刪定令と考えるよりは、筆写の時期が降るとはいえ大宝令の注釈書とみるのが穩当ではないかという説であり、もしもこの説を認めると、賦役令雜徭条古記の条文引用の順序と矛盾してしまうことは前述した。こういう次第で大宝令の篇目順を復原する作業は現在暗礁に乗り上げてゐる観があり、新たな史料の発見（これは最近の経緯から言つて期待できないわけではない）、もしくは方法の開發が望まれるわけである。そういった中で、かつて井上光貞氏の提起した方法については、まだ検討結果の報告がなされていないようであるので、ここにその結果を報告しておこうと思う。

井上氏は古記の成立時期について考察をめぐらす過程で次のように記している。¹³⁾

古記は田令18王事条に「死王事、謂、選叙令已說訖也」とあるように、果して令の篇目順に書かれていたのか（それとも大宝令の篇目順が唐令に似ていたのか）という厄介な問題もふくめて考えなければならぬとせよ、（下略）

ここでの氏の指摘は、古記が出来上がるまでには相当の時間が必要であり、従つて古記の成立時点をあまりに短く限定するのは疑問であるという文脈のなかで行われているものであるが、その主張の当否はともかくとして、確かに古記がある語句の注釈を施す際に、詳しくは既に別のところで述べておいたとすることが往々にしてあるのである。これは直接的には古記が注釈を完成させていく過程での記述順序を示していないかとするべきであろうが、その記述がひよつとすると大宝令の篇目順に規制されているのではないかという井上氏の思いつきは、検討されてしかるべきであろう。以下はその検討結果である（篇目を越えて言及したものに限る）。

指示された篇目・条文（先に記述） 指示のある位置（後に記述）

官員令

戸令 (318 / 1)

選任令

田令 (360 / 5)

公式令

選叙令 (469 / 9。古記所引か否か問題あり)

(戸令) 分財条

繼嗣令 (521 / 3)

喪葬令

仮寧令 (947 / 3)

賦役令

仮寧令 (954 / 4)

右のデータだけで考えてみると次のような篇目順が考えられる。

(一) 官員 ↓ 戸 ↓ 繼嗣

(二) 公式 ↓ 選任 ↓ 田

(三) 喪葬 / 賦役 ↓ 仮寧

(一) は養老令とも唐令とも一致している。しかし (三) に従って仮寧よりも喪葬のほうが先だとすると、これは養老令とも、知られる限りの隋・唐令の篇目順とも逆である。(二) に至っては、養老令と完全に逆転しており、また隋・唐令では公式令は田令の前に来るとしても、選挙令を公式令の前に置くという例は見いだせない。ただ古記所引かどうかかなり疑わしい公式令と選任令との前後関係を除き、田令よりも選任令の方が前の篇目であったかもしれないという点に限れば、これは隋・唐の令に合致することが注目されないこともない。

こういつた次第で、もしも (一) (三) が大宝令の篇目順を反映しているとすれば、それは養老令と比較すると、かなり特異な篇目順とせざるを得ない。しかしまたこれは、先に記しておいた吉田孝氏の案及び木簡と「古本令私記」とを組み合わせた案と矛盾するものでもないことは確かである。ただ (二)・(三) に見られるような独特の並べ方については、むしろこれは単に古記の注釈記述上の技術的な問題 (中には古記筆録時の問題関心が

なせるわざも考慮するべきかも知れないが）に由来すると考えておく方が、取りあえずは穩当であろう。恐らくはこういう作業を試みた人は井上氏自身をも含めて幾人かいるのであろう。検討結果の報告がでていないのは、右に述べたような次第で、はかばかしい提案ができなかったからであると思う。

三 古記の「注」をめぐって

古記が大宝令文に注釈を施す際に、「注云」としてその直後に文章を引く場合と、単に「注」としてその直後に文章を引く場合とがある。この違いに着目してその違いの意味を推測したのが嵐義人氏である。すなわち氏は、古記が「注云」として引くのは大宝令の注であり、「注」として引くのは受講用テキストか明法家伝襲のテキストに付された注記に過ぎないものなのではないかという仮説を提唱した。本節ではこの仮説の当否について検討してみよう。

先ず次の事例を見てみよう。

禄令3内舍人条古記(656/3)

古記云。問。注、其位主典以上者、准少判官。若為。答。依文与少主典同位者、可准少判官之禄。(下略)
儀制令23内外官人条古記(730/1)

古記云。(中略)問。(中略)答。(中略)何者、案禄令云。其位主典以上者、准少判官。以外並准大主典故。

これを見ると、後者の古記は、前者の古記が「注」として引いている文章を、禄令の法文として引用していることが明白である。ちなみに養老令では其位主典以上云々は本注である。また次のような事例もある。

選叙令27国博士条古記(503/9)

古記云。注、考限叙法及准折、並同主政等。謂（下略）

同穴記（504／1）

穴云。（中略）依古令考限叙法同主政之文、於令不給職田也。

穴記が大宝令そのものを見ていたか、あるいは古記からそう判断したかは必ずしも明らかとは言えないが、穴記が考限云々を古令（大宝令）の条文と見ていたことは明らかである。従つてこの古記の「注」も令文であつた可能性が極めて高い。ちなみに養老令では考限叙法云々は多少字句を変えて本注としている。

同様の例として次のようなものもある。

考課令1内外官条古記（540／1）

古記云。注、若本司考訖以後太政官未考以前。若為其義。答。本司、謂、中務省・衛府等。考後、謂、八月一日以来。太政官未考以前、謂、（下略）

同穴記（540／1）

穴云。（中略）古令改太政官為省、案知耳。

穴記はやや日本漢文的な表記をしているが、大宝令の「太政官」という語を養老令では「省」に改めたと述べていることは間違いない。ここで取り上げている「太政官」は、養老令文から見て右に掲げた古記が「注」として引いている若本司云々の中の「太政官」と考えざるを得ないであろう。とすればここでも古記が「注」として引いている文章を穴記は大宝令文とみていたことが判明する。

更に禄令1給季禄条古記（654／1）は、

古記云。問。注、雖滿限日若有中下状。未知若為。（下略）

と記しているが、ここで「注」以下にある文章について、禄令5応給禄条の令釈（657／5）は、

(上略) 何者、前令有初条注雖滿限日有中下状不在給例之文。此令既除故也。

と、問題の文章が大宝令には有ったが、養老令では削除されたと述べている。令釈は明らかに古記が「注」として引いた文章を令文の本注と見なしていることが分かる。

そもそも古記が「注云」と「注」とを区別しており、両者の素性が風説のように異なるものであるとすると、次のような事例を説明しにくいのではないだろうか。

考課令1内外官条古記(539/3)

古記云。問。上文云。具録一年功過行能也。何更煩称考後功過並入來年哉。答。注云。准状合解及貶降者(中略)亦准此。注設此文。不至升降者入來年。為此僉注相对丁寧明耳。

この古記が「注」として認識しているのは、直前に「注云」として引用している部分であることは間違いない。法文としての注と単なるテキストへの注記とは、法律としての効力に格段の差があると考えるが、その両者を「注云」と「注」とで弁別するというのは、いかにも紛らわしいと言わざるを得ない。特に「注」というのは右の例のように明らかに本文に対して本注を指す場合にも用いざるを得ないから尚更である。元来令文に付せられていた注を指してただ「注」としている例としては、直後に記してあるのが「注」の内容そのものであるわけではないが、次の例も参考になろう。

戸令3置坊長条古記(261/6)

古記云。問。令一人職掌注、兼長一人以不。答。長・令共按檢也。

ここで言う「職掌注」とは、養老令条文「凡京每坊置長一人。四坊置令一人」の本注として記されている「掌。檢校戸口、督察姦非、催驅賦徭」に相当する大宝令の本注「掌」按檢(戸口)以下を指すと解さざるを得ない。この「注」がテキストに付されていたものであり令文の本注ではなかったとすると、令文そのものには職掌規

定がなくなってしまうという奇妙な事態に陥る。この点は、嵐氏も主計頭の職掌を規定する注文を指すとしている職員令22主計寮条古記（96／5）、

古記云。頭注云。計納調租財貨也。

の計納云々と同様なのであり、先の「注」とこの「注云」は、ともに大宝令に元来存在していた注文を指すと解さざるを得ないであろう。つまり古記が「注云」として引いているものばかりでなく、単に「注」として引いている字句・文章の中にも、明らかに元来の大宝令文に付されていた注（本注）が存在することは認めなければならないのである。同様に、後宮職員令4内侍司条古記（171／5）の、

古記云。典侍注請伝之字若為。答。奏宣小事、謂之請伝耳。

とある、その「注」が、同令5蔵司条古記（173／1）に、

古記云。関契、官員令大国注云。三関国又掌関割木契事（下略）

あるいは職員令21民部省条古記（94／1）に、

古記云。卿注云、計料国用及勾用度。謂（下略）

としているような場合の「注云」と異なる次元のものであるとは、到底考えがたい。

以上具体的な挙例を以て嵐説の不自然さを述べてみた。そもそも古記が単に「注」として引いている文章・字句は、養老令ではそのまま若しくは殆どそのまま本注になっている例が圧倒的であり（先ほど挙げた例以外に戸令38官奴婢条、337／6。田令4位田条、349／9。田令6功田条、351／5。田令36置官田条、378／3。賦役令38仕丁条、438／3。考課令20弾正之最条、566／9。禄令1給季禄条、655／4。禄令10食封条、664／6。禄令11皇親条、668／6。公式令12移式条、811／9。公式令19計会式条、827／7。公式令80京官出使条、902／5）、またそうでない場合も大宝令では本注にそういう規定があつたのだと考えて特に問題になる例は存在しないと思う（賦役令24丁

匠赴役条、426/5。喪葬令8親王一品条、966/9。嵐氏が挙げた戸令13為戸条古記(273/7)の「注、堪為別戸」、戸令23応分条古記(291/2)の「注、其奴婢等、嫡子随状分者聴」、学令11通二經条古記(453/8)の「注、年廿五以下」、公式令40天子神璽条古記(853/4)の「注、過所符者、随便用竹木」は、確かに養老令では本注として採用されていない。しかしこれは、もともと曖昧であまり意味のない規定であったり、大宝令文を養老令で大きく変更したり、他の条文から導き出せる不必要な規定であったりしたために、養老度の改訂に当たって削除されたのではないか、といった方向で考える方が穩当のように思う。

嵐氏は、学令5經周易尚書条古記(447/8)に、

古記云。問。注文選・爾雅亦読。未知。必令読以不。答。任意耳。不必令読。

とあることについて、「注に明記してある文言を引きながら「必ず読マシムヤ否ヤ」と尋ねる「問」も変であるし、「任意ノミ」とする「答」も妙である。」として、先に掲げた仮説を提唱する。しかしこの問答は、さほどに不自然であろうか。仮に大宝令の注として「文選・爾雅亦読」とあつたとすれば、その規定にはどの程度の強制力を持たされるのか、具体的には大学寮における試験はどう生まれ、合否の規程にはどのように組み込まれているのか、といった様々な疑問が出てくる筈である。従つて令の注に「読め」とあるからといって、関連の規定が整っていないければ、何を以て「読」んだと認定されるのか、それすら分からないのである。そこで古記は発問して「文選と爾雅は必読文献なのか」とし、必読文献ではないと自答することによつて、試験方法その他の関連問題への波及を断ち切つたのである。勿論養老令では進士科の試験には文選・爾雅が課されている(選叙令29秀才進士条、考課令72進士条)が、それは進士科の受験生のみにとつて意味のある規定にすぎない。先掲のような規定は、結局大部分の学生にとつては「読むことを期待されている」ということを示すのみであるから、令文に明記するまでもないのではないか、という意見が当然出て来るであろう。そこでそうした見地にたつて、養老令で

は問題の注を削除したのであると考えて、問題なく経緯を理解できるように思う。

『唐令拾遺補』では、大宝令で注文であったことが確認される限りそのことを示すべく努めたが、その際古記が「注」として引くものも「注云」として引くものも、共に大宝令に元来存していた注文と見なして処理しておいた。これはこれまで述べてきたように風説には無理が大きく、古記の引く「注」も「注云」も、共に大宝令の本注と見なして何ら問題ないと判断したからである。

おわりに

ここで記したことは、いずれも『唐令拾遺補』第三部における大宝令の復原に当たって、詰めておかなくてはならない、ないし詰めておきたかった問題についての、現時点での個人的見解である。より完成度の高い大宝令復原を目指していくためにも、博雅の示教を切望する次第である。

【注】

- (1) 早川庄八「選任令・選叙令と郡領の『試練』」(『日本古代官僚制の研究』所収、岩波書店、一九八六年。初発表一九八四年)、同「飛鳥浄御原「官員令」私考」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八七年)など。
- (2) 砂川和義他「大宝令復原研究の現段階(一)」(『法制史研究』三〇号、一九八〇年)一九九〇―一九九一年、日本思想大系『律令』(岩波書店、一九七六年)補注五二七―五二八頁。
- (3) 田中稔・狩野久「唐招提寺所蔵古本令私記並びに音義断簡について」(『奈良国立文化財研究所年報』一九七二年)、狩野久「唐招提寺所蔵古本令私記断簡補遺」(『奈良国立文化財研究所年報』一九七三年)。のち前者の狩野氏執筆部分と後者を併せて「古本令私記断簡」とし、狩野久「日本古代の国家と都城」(東京大学出版会、一九九〇年)所収。
- (4) 平城宮木簡二九二五号。『平城宮木簡』三、一九八〇年、奈良国立文化財研究所。

- (5) 大町健「律令制的外位制の特質と展開」(『日本古代の国家と在地首長制』所収、校倉書房、一九八六年。初発表一九八三年) 二二〇頁、丸山裕美子「養老医疾令合和御薬条復原の再検討」(『日本歴史』四五六号、一九八六年) 二八〇九頁。
- (6) 石上英一「『日本古代史料学』(東京大学出版会、一九九七年)第一章史料体論(初発表一九八八年)四二頁。
- (7) 榎本淳一「養老律令試論」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻所収、吉川弘文館、一九九二年)二七六〜七、二九一頁。なお榎本氏は、家令職員令に相当する部分が大宝令には無かった可能性もある、とする。
- (8) 神亀五年格に見える官位令(官員令)の写本系統上の評価、及び集解古記に見える官位令・官員令については、一九八六年七月七日に東京大学東洋文化研究所で開かれた池田温氏の主宰する研究会における古瀬奈津子氏の報告「大宝官員令の復原をめぐる」に拠るところが大きい。特に記して謝意を表したい。
- (9) 大町健前掲論文二二〇頁、榎本淳一前掲論文二九一頁。
- (10) 吉田孝「律令における雑徭の規定とその解釈」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下巻、吉川弘文館、一九六二年)二二三頁。
- (11) 嵐義人「最近発見の令私記断簡について」(『皇學館論叢』六巻四号、一九七三年)は養老令ないし刪定令の注釈書説を、同一「唐令私文としての唐招提寺藏『令私記』断簡」(『国書逸文研究』二〇号、一九八七年)は唐令に関する日本の注釈書説を提唱している。
- (12) 以上、主に狩野久注(3)論文による。
- (13) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(日本思想大系「律令」所収、岩波書店、一九七六年)七八〇頁。
- (14) 嵐義人「令集解古記に於ける『注』」(『國學院大學日本文化研究所報』第一三巻第四号、通巻第七三号、一九七六年)八〇〜一〇四頁、同一「大宝・養老律令の原形について」(瀧川博士米寿記念会編『律令制の諸問題』所収、汲古書院、一九八四年)二〇〜二四頁。